

### 課題5. 居場所の確保と育つ環境の保護

今の子どもたちは、「時間・仲間・空間」の3つの「間」が足りなくなっています。

子どもたちがありのままの姿で安心して過ごせる「居場所づくり」を推進するとともに、子どもたちが生活し育つ環境については、特別に保護する必要があります。



### 課題8. 子どもの権利に関する専門委員会の設置

条例が制定された後も、子どもの権利が札幌市の施策の中で実施されているかを継続的に検証する必要があります。

そのために、「子どもの権利に関する専門委員会」を札幌市から独立して設置したいと思います。委員には、子どもが入るといいですね！

### 課題6. 障がい、民族、国籍、性別などによる差別や不利益の解消と権利の保障

子どもは、誰でもかけがえのない存在です。しかし、残念ながら障がい、民族、国籍、性別などを理由とする差別がなくなっておりません。

子どもたちが差別や不利益を受けない権利を保障し、お互いに違いを認め合い、尊重する社会を目指す条例にする必要があります。

### 課題9. 権利救済制度の設置

もし、権利侵害が起こってしまった場合…。そのときは、迅速に救済を図る必要があります。

子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの立場に立って子どもを代弁する独自の救済制度（子どものオンブズパーソン制度）を考えていきたいと思っています。

### 課題7. 子どもの育ちや成長に関わる人への支援

子育てを今まで以上に楽しく、夢のあるものにするには、子どもとともに保護者も育つような「子育て・子育て支援、家族支援」が必要です。

また、支援の必要は、保護者だけではなく、子どもの育ちや成長にかかわる大人（学校、施設の職員）も同様です。大人が心にゆとりをもって、子どもたちに接していけるようにしたいものですね。

### ★「子ども委員会」発足します！！

これまで、懇談会や出向き調査で多くの子どもたちの意見を聴いてきました。その結果つくられたのが、この中間答申。でも、これからが条例制定作業の本番です。

もっと多くの子どもたちが、自ら子どもの権利条例づくりについて考えてもらうために、平成18年2月に新たに「子ども委員会」を立ち上げることになりました。

現在、検討委員会のなかの3人の高校生委員も設立に向けて奮闘中。どんな委員会になるか…、ホームページや子どもの権利NEWSでお伝えします。えう、ご期待！

### 中間答申書に対するご意見大募集！！

中間答申書概要版、いかがでしたか？

今後も検討委員会では、条例づくりに向けてさらに検討を進めますが、よりよい条例を目指して、皆さまのご意見をいただきたく思います。特に、「こんなことを条例に盛り込んだら？」などのご意見を募集します。

ご意見は、右に記載している担当課へ、郵便、FAX、メールにて2月28日(火)までに送付下さい。

ホームページ「子どもの権利ウェブ」からも投稿できます。

また、中間答申書本書は、「子どもの権利ウェブ」で閲覧できるほか、右記担当課や区役所でも配布しております。



皆さまからのご意見、お待ちしております！



### ●お問い合わせ・ご意見送付先

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

【住所】〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館3階

【電話】011-211-2942 【FAX】011-211-2943

【e-mail】

[kodomo.kenri@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kenri@city.sapporo.jp)

【子どもの権利ウェブ】

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ  
02-G01-05-797  
17-2-160